

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第12期】協力金支給申請額計算書(別紙1)

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。
※月々の売上高が不明な場合は裏面の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 月単位方式
(前年又は前々年の9月の飲食業売上高)÷9月の日数(30日)=1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年9月の飲食業売上高 円 ÷ 30日 = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円
(1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式
(前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円 ÷ 18日 (新型コロナ特例申請の場合: 日) = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円
(1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください
開店日が令和元年9月13日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)
開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和元年10月1日の場合、日数は183日として入力

C 新規開店特例方式
(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)
(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円 ÷ 開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日 = 1日当たりの飲食業売上高 ① 円
※ 開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。(1円未満切り上げ)

100,000円を超えますか？

はい

いいえ

前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

支給額は1日当たり40,000円です。支給額は720,000円となります。

40,000円 × 18日 = 720,000円
計算書の提出は不要です

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価 000円 × 18日 = 当該店舗の給付額 000円

※上限:100,000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より48万円を引いた差額が給付金となります。

(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式（年間売上高による申請）】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高 円	÷	365日 366日 いずれかに○をつけてください(※)	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円
-------------------------	---	-----------------------------------	---	----------------------------

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。 (1円未満切り上げ)

100,000円を超えますか？

はい

前年又は前々年から飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり40,000円です。支給額は720,000円となります。

40,000円 × 18日 = 720,000円

計算書の提出は不要です

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円	×	0.4	=	1日当たりの給付単価 円
----------------------------	---	-----	---	-----------------

千円未満切り上げ 1日当たりの給付単価 000円	×	18日	=	当該店舗の給付額 000円
--------------------------------	---	-----	---	------------------

※上限:100,000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額（審査の結果変更の可能性あり）より48万円を引いた差額が給付金となります。（先渡給付額を引かず給付金額を記入してください）

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します